総社市告示第１６号

総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和７年３月２１日

総社市長　片　岡　聡　一

総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，飼い主のいない猫の繁殖を抑制し，地域の公衆衛生の向上及び市民の生活環境の保全を図るため，飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者に対し，予算の範囲内において，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１) 飼い主のいない猫　市内に生息し，所有者がいないことが明らかである猫をいう。

(２) 獣医師　獣医師法（昭和２４年法律第１８６号）第７条に規定する獣医師名簿に登録された者であって，不妊去勢手術を行う期間において同法第８条の規定による免許の取消し又は業務の停止を受けていないものをいう。

(３) 不妊去勢手術　獣医師が実施する次のいずれかに該当する手術（手術を開始した後に当該手術が不要であることが判明した場合は，手術を終了するまでの処置を含む。）であって，識別処置を伴うものをいう。

ア　雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術

イ　雄猫の精巣を摘出する手術

(４) 識別処置　不妊去勢手術を実施したことが恒久的に識別できるよう，獣医師が不妊去勢手術をした猫の片耳にＶ字型の切込みを入れる処置をいう。

(５) さくらねこ　飼い主のいない猫のうち，不妊去勢手術を受けたものをいう。

（対象者）

第３条　助成金の交付対象となる者は，飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行う費用を負担する者であって，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１) 営利を目的としないこと。

(２) 同一の飼い主のいない猫に対する同様の趣旨による助成金等の交付を受けていないこと。

（対象経費）

第４条　助成金の交付の対象となる経費は，飼い主のいない猫の不妊去勢手術に係る経費とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は，前条の経費の１０分の１０以内の額とし，１頭につき１万円を限度とする。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，不妊去勢手術を実施しようとする日の属する年度の２月末日までに，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付申請書兼誓約書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(１) 助成金の交付を受けて不妊去勢手術を実施する飼い主のいない猫の写真

(２) 飼い主のいない猫の所在及び捕獲機の設置場所を示した付近見取図

(３) その他市長が必要と認める書類

２　申請者が１回の交付申請につき申請できる飼い主のいない猫の頭数は５頭までとする。

３　交付申請を行った申請者は，第１１条第１項の規定による実績報告書の提出を行うまでの間（次条の規定により交付しないことの決定を受けた申請者については，当該決定を受けた日までの間）においては，複数の交付申請をすることができない。

（交付決定）

第７条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査し，交付を決定した場合には，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとし，交付しないことを決定した場合には，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（変更申請等）

第８条　前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，内容を変更又は中止しようとするときは，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の決定）

第９条　市長は，前条の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査し，内容を変更又は中止することが適当と認めたときは，変更又は中止の決定を行い，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付変更決定通知書（様式第５号）により通知するものとし，内容を変更することが不適当と認めたときは，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金交付変更却下通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（不妊去勢手術実施の期限）

第１０条　交付決定者は，助成金の交付の決定の日（前条の規定により変更の決定を受けた交付決定者については，変更の決定の日。以下「交付決定日」という。）から起算して６０日を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに不妊去勢手術を行わなければならない。

（実績報告及び支給）

第１１条　交付決定者は，不妊去勢手術を受けた日から起算して２０日を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに，総社市さくらねこ不妊去勢手術費助成金実績報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

 (１) 不妊去勢手術費の支払を証する書類

(２) 助成金の交付を受けて不妊去勢手術を実施した飼い主のいない猫の不妊去勢手術を施されたことがわかる写真

(３) その他市長が必要と認める書類

２　交付決定者は，前項の実績報告書を受理されたときは，市長に対し，助成金請求書を提出するものとし，市長は，これに基づき助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は，交付決定者が，次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(１) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(２) この要綱の規定に違反したとき。

　（助成金の返還）

第１３条　市長は，前条の規定により助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において，既に助成金が支給されているときは，期限を定めてその一部又は全部について返還を命ずるものとする。

（調査）

第１４条　市長は，必要があると認めるときは，交付決定者に対し，報告を求め，又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項及び様式は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，令和７年４月１日から施行する。